

○交野市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 26 年 10 月 1 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、交野市子ども・子育て会議条例(平成 25 年条例第 43 号)第 9 条の規定に基づき、交野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第 2 条 子ども・子育て会議に、子ども・子育て支援の内容に関し、具体的な施策等を検討するための部会を設置することができる。

(部会の組織)

第 3 条 部会は、子ども・子育て会議に属する委員から会長が指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長及び副部会長各 1 名を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の運営)

第 4 条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

4 部会長は、部会における審議の経過及び結果を子ども・子育て会議に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。